(2)　青色申告書を提出する法人で、港湾隣接地域内において有する一定の特定技術基準対象施設につき平成二七年三月三一日までに港湾法の規定による耐震性に係る維持管理状況に関する報告を行ったもの（その特定技術基準対象施設につき必要な措置をとるべきことの勧告を受けたものを除く。）が、港湾法の一部を改正する法律のその報告に関する改正規定の施行の日からその報告を行った日以後三年を経過する日までの間に、その特定技術基準対象施設の部分について行う技術基準に適合するための工事に伴い取得等をするその特定技術基準対象施設の部分について、その取得価額の一〇〇分の二〇相当額の特別償却ができることとした。（租税特別措置法第四三条の二及び第八八条の一七関係）

(二)　青色申告書を提出する法人で基幹放送事業者等に該当するものが、平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に、基幹放送設備等のうち災害時における放送の確実な実施に著しく資するものの取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の一五相当額の特別償却ができる措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(三)　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、沖縄振興特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係）

(1)　産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、対象資産に専ら開発研究の用に供される一定の器具及び備品を加える。

(2)　国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、対象となる地区を提出国際物流拠点産業集積計画において国際物流拠点産業集積地域として定められている地区とする。

(3)　青色申告書を提出する事業者が、一定の期間内に、経済金融活性化特別地区の区域内において、一定の機械装置、器具備品及び建物等の取得等をして、認定経済金融活性化計画に記載された特定経済金融活性化産業に属する事業の用に供した場合には、その取得価額の一〇〇分の五〇（建物等については、一〇〇分の二五）相当額の特別償却ができる措置を講ずる。

(4)　離島振興対策実施地域に類する地区に係る措置について、奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進される地区に係る措置に改組する。

(三)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から構築物及び車両運搬具を除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条、第四六条及び第六八条の三一関係）

(四)　特定再開発建築物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一四条の二、第四七条の二及び第六八条の三五関係）

(1)　都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる計画に国家戦略特別区域法の認定を受けた国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画を含める。

(2)　中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される一定の建築物及び構築物につき、五年間、その普通償却限度額の一〇〇分の三〇相当額の割増償却ができる措置を加える。

(五)　海外投資等損失準備金制度について、対象となる特定株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第五五条及び第六八条の四三関係）

(六)　新事業開拓事業者投資損失準備金制度の創設

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の施行の日から平成二九年三月三一日までの間に特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもの（その投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、一定の適格機関投資家に該当する場合には一定の要件を満たすものに限る。）のうち、その認定を受けた日からその認定に係る特定新事業開拓投資事業計画に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間終了の日までの期間内においてその投資事業有限責任組合に出資をしたものが、その特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をしたその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式をその期間内に終了する各事業年度において有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、その事業年度終了の時において有するその株式のその事業年度終了の日に終了するその投資事業有限責任組合の計算期間終了の時における帳簿価額の合計額の一〇〇分の八〇相当額以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できることとした。なお、この準備金については、その法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において損金の額に算入された準備金の金額がある場合には、その各事業年度においてその準備金の金額を益金の額に算入することとした。（租税特別措置法第五五条の二及び第六八条の四三の二関係）

(七)　特定事業再編投資損失準備金制度の創設

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の施行の日から平成二九年三月三一日までの間に特定事業再編計画について認定を受けたものが、その認定を受けた日から同日以後一〇年を経過する日（特定会社がその特定事業再編に係る一定の目標を達成した日）までの期間（以下「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度において、次の株式等につき次の事実がある場合において、その株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その事実がある事業年度においてその株式等の取得価額の一〇〇分の七〇相当額以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できることとした。

(1)　その特定会社の株式若しくは出資（以下「特定株式」という。）で積立期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又はその特定会社に対する貸付金に係る債権（以下「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの　その事業年度において特定株式又は特定債権の取得（最初特定事業再編実施日前の取得を除く。）をし、かつ、その特定株式又は特定債権をその事業年度終了の日まで引き続き有していること。

(2)　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　その事業年度が最初特定再編実施日を含む事業年度である場合において、その特定株式又は特定債権をその事業年度終了の日まで引き続き有していること。

なお、この準備金については、基準事業年度等（積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度等をいう。以下同じ。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された準備金の金額がある場合には、その基準事業年度等の終了の日における準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを六〇（特定会社がその特定事業再編に係る一定の目標を達成した場合には、積立期間開始の日からその目標を達成した日までの期間の月数を勘案した数）で除して計算した金額を益金の額に算入することとした。

また、平成二六年四月一日前に終了した事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に特定株式又は特定債権の取得をした場合には、平成二六年四月一日を含む事業年度において、右記の措置と同様に、その準備金積立相当額を損金の額に算入することができることとした。（租税特別措置法第五五条の三及び第六八条の四三の三関係）

(六)　原子力発電施設解体準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第五七条の四及び第六八条の五四関係）

(1)　積立限度額について、特定原子力発電施設に係る解体費用の見積額の一〇〇分の九〇相当額から前事業年度等から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額の一〇〇分の九〇相当額を控除した金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを積立期間の月数から当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度開始の日の前日までの期間の月数を控除した月数で除して計算した金額とする。